

復興支援ガイドブック

「令和3年8月11日からの大雨による災害」により被災された皆さまに、心より
お見舞い申し上げます。

被災者支援制度について、まとめたガイドブックを作成しました。掲載した内容は、
12月17日現在のものです。ご不明な点がありましたら、各制度の問い合わせ先
にお尋ねください。

また、『復興支援室』では、被災された皆さまからの相談を何でも受け付けています。

り災状況に応じた主な支援

全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

準半壊

準半壊に至らない
(床上浸水)

準半壊に至らない
(床下浸水)

り災証明・被災届出証明 (P. 4)

被災者生活再建支援金 (P. 5)

り災者見舞金 (P. 6)

災害義援金 (P. 6)

被災住宅の応急修理制度 (P. 8)

災害復興住宅融資 (P. 11)

水道料金・下水道使用料免除 (P. 13)

行政機関の税・料等の減免、猶予等特例措置 (P. 15)

目 次

(更新:★)

支援項目	頁	担当部署
1 被災証明		
被災証明・被災届出証明(個人) (★)	4	税務課
被災証明(事業者関係) (★)	4	
被災届出証明(事業者関係) (★)	4	
2 経済支援		
被災者生活再建支援金	5	福祉課
被災者見舞金	6	
災害義援金	6	
災害障害見舞金	7	
3 住宅支援		
住宅の応急修理制度 (★)	8	建築住宅課
水に強い住まいづくり支援事業(住宅改修)	9	
水に強い住まいづくり支援事業(住宅移転)	10	
災害復興住宅融資	11	住宅金融支援機構
母子父子寡婦福祉資金貸付金	11	福祉課
4 生活支援		
水道料金・下水道使用料の免除	13	下水道課
5 医療・福祉		
医療機関での一部負担金の免除 (★)	14	健康課
障がい福祉サービス等の利用料の減免	14	福祉課

支援項目	頁	担当部署
6 行政機関の税・料等の減免、猶予等特例措置		
個人市県民税の減免 (★)	15	税務課
固定資産税の減免 (★)	15	
国民健康保険税の減免 (★)	15	
保育料の減免(保育所、認定こども園) (★)	15	こども未来課
放課後児童クラブ利用料の減免 (★)	16	
介護保険料・利用者負担額の減免 (★)	16	健康課
後期高齢者医療保険料の減免 (★)	17	
国民年金保険料の免除	17	
国税の特別措置 (★)	17	武雄税務署
住民票の写し等の証明交付手数料免除 (★)	18	市民課

1 り災証明

【申請期限 令和3年12月24日(金)】

- ◎ り災証明書 …… 被災した住家の損害の程度を市が証明するものです。
- ◎ 被災届出証明書 …… 住家やそれに付随する動産、車両などが被災した旨の届出があったことを市が証明するものです。

■り災証明・被災届出証明(個人)

住家の浸水等により、り災した方に発行します。

○申請に必要なもの

- ・ 被害状況がわかる写真
- ・ 住家のどの部分まで浸水したかがわかる写真
- ・ 被災を証明する必要がある家財、車両などの写真

※現像は、しなくても構いません。(携帯電話等で撮影したものでも構いません)

※写真撮影後は、家財等の片付けを始めていただいで構いません。

○問い合わせ先

武雄市役所 総務部 税務課 0954-23-9220

■り災証明(事業者関係)

店舗・事務所・工場等の浸水等により、り災した事業者の方に発行します。

○申請に必要なもの

被害状況がわかる写真 ※個人申請と同様

○問い合わせ先

武雄市役所 総務部 税務課 0954-23-9220

■被災届出証明(事業者関係)

製造用機械、農業用施設、農機具等の浸水等により、被災した旨を届出した事業者の方に発行します。

○申請に必要なもの

被害状況がわかる写真 ※個人申請と同様

○問い合わせ先

武雄市役所 総務部 税務課 0954-23-9220

2 経済支援

■被災者生活再建支援金

生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して生活再建のための支援金が支給されます。

○対象者

- ・ 住宅が全壊した世帯
- ・ 住宅が大規模半壊した世帯
- ・ 住宅が中規模半壊した世帯(加算支援金のみ)
- ・ 住宅が半壊、中規模半壊、大規模半壊した世帯で、やむを得ず「解体」した世帯
- ・ 住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず「解体」した世帯

○支給額

- ・ 支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

①基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給する支援金

②加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給する支援金

(単位:万円)

被害の程度	基礎支援金(①)	住宅の再建方法	加算支援金(②)
全壊	100(75)	建設・購入	200(150)
		補修	100(75)
		賃借(公営住宅入居を除く)	50(37.5)
解体世帯 (半壊、中・大規模半壊でやむを得ず解体した場合)	100(75)	建設・購入	200(150)
		補修	100(75)
		賃借(公営住宅入居を除く)	50(37.5)
大規模半壊	50(37.5)	建設・購入	200(150)
		補修	100(75)
		賃借(公営住宅入居を除く)	50(37.5)
中規模半壊	—	建設・購入	100(75)
		補修	50(37.5)
		賃借(公営住宅入居を除く)	25(18.75)

※カッコ内は単身世帯の場合の金額

※基礎支援金と加算支援金の2回申請ください。

○申請に必要なもの

①基礎支援金 ※申請期限【令和4年9月12日(月)】

- ・ 被災者生活再建支援金支給申請書
- ・ 世帯全員が記載された住民票謄本(続柄入り) ※世帯主のマイナンバーを記載する場合は添付不要
- ・ 罹災証明書の原本
- ・ 世帯主様の預金通帳の写し
- ・ 住宅をやむを得ず解体した場合、滅失登記簿謄本又は解体証明書

②加算支援金 ※申請期限【令和6年9月10日(火)】

- ・ 再建方法(住宅の建設・購入、補修、賃貸)に応じてそれを証する書類(契約書等)

○問い合わせ先

武雄市役所 福祉部 福祉課 0954-23-9235

■り災者見舞金

武雄市に住所を有する方で、災害により住宅が全壊・半壊、住宅が床上又は床下浸水した被災者に対して支給します。

○支給額

- ・ 住宅の全壊 10万円／世帯
- ・ 住宅の床上浸水 5万円／世帯
- ・ 住宅の床下浸水 1万円／世帯

※令和元年8月豪雨災害に引き続き被災された世帯(2年間で2回被災)への加算 1万円／世帯

○届出に必要なもの

- ・ 災害に係る見舞金口座振込届出書及び同意書
- ・ り災証明書の写し
- ・ 預金通帳など振込口座が確認できるもの(口座名義人は世帯員に限ります)

○問い合わせ先

武雄市役所 福祉部 福祉課 0954-23-9235

■災害義援金

全国の皆様から寄せられた義援金を、佐賀県及び武雄市の災害義援金配分委員会において決定した基準により配分します。対象となる世帯は、申請が必要です。

※申請書は、対象となる世帯へ送付しています。申請手続きは、同封している返信用封筒をご利用ください。

○配分対象及び配分額

被害の区分		1次配分(佐賀県と武雄市の合計額)
住家被害	大規模半壊	135,000円
	半壊(中規模半壊含む)	90,000円
	準半壊	45,000円
	準半壊に至らない一部損壊(床上浸水)	18,000円

※住家とは現に居住のために使用している者がいる建物であり、空き家や店舗など住宅として居住する者がいない建物は含みません。

○申請に必要なもの

- ①武雄市災害義援金申請書 ②り災証明書の写し ③振込口座が確認できるもの(通帳、キャッシュカードの写し)

※り災見舞金の申請がお済で見舞金と振込口座が同じ方は、上記①「武雄市災害義援金申請書」のみの提出となります。

○問い合わせ先

武雄市役所 福祉部 福祉課 0954-23-9235

■災害障害見舞金

災害により負傷し又は疫病にかかり、それが治った時に精神又は身体に重度の障害を受けられた方に支給します。

○対象者

- ・ 生計を主として維持している方の場合 250万円
- ・ その他の者の場合 125万円

○問い合わせ先

武雄市役所 福祉部 福祉課 0954-23-9235

3 住宅支援

■住宅の応急修理制度

【申込期限 令和3年12月24日(金)】

住宅が準半壊以上の被害認定を受け、自ら修理する資力の無い世帯に対し、災害救助法に基づく応急修理を実施します。制度の対象となる修理費用を限度額内で、武雄市が事業者を支払います。

【注意点】

- ◎ 既に施工業者へ修理代金を支払っている場合は、本制度の対象になりません。
- ◎ 破損箇所毎の施工前・施工中・施工後の写真が必要です。

○対象世帯

- ・ 応急修理を行う住宅に居住する世帯
- ・ 災害により準半壊以上の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯

※大規模半壊世帯は資力要件無

○修理費限度額

- ・ 半壊以上の住宅 595,000円
- ・ 準半壊の住宅 300,000円

※上記の修理費限度額を超える部分については、自己負担となります。

○申請に必要なもの

- ・ 災害証明書(住家)の写し
- ・ 資力に係る申出書

○応急修理の対象

災害により破損した壁や床の下地、ドアや窓、上下水道等の配管、配線、トイレ、給湯器等の日常生活に必要な欠くことのできない部分を元に戻す修理(店舗や事務所等の併用住宅の場合は、住宅部分のみ)。

- ・ 対象例 ○居間の床下地材やエコキュートの破損に伴う修理・交換
- ・ 対象外 ×仕上材のみ(畳、フローリング、クロス等)の修理
×エアコンの室外機や家電製品、コンロ
×機能が向上する交換(グレードアップ)

○問い合わせ先

武雄市役所 まちづくり部 建築住宅課 0954-23-9221

■水に強い住まいづくり支援事業(住宅改修)

浸水による住まいの被害を防止・軽減するため、住宅のかさ上げ工事や浸水対策工事等を行う方に、その工事費の一部を補助します。

○対象者

次のすべてに該当する方

- ・ 令和元年8月28日以降に床上浸水が発生した区域に居住する方
- ・ 自ら居住する住宅に対象工事を行う方(現に居住する住宅の敷地内の工事に限る)

○対象住宅

一戸建ての専用住宅又は店舗併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のものに限る)

○対象工事

- ・ 住宅の床面を既存の高さより高くする工事 例)かさ上げ工事、高床式構造
- ・ 敷地に盛土をして地盤の高さを高くする工事 例)盛土工事
- ・ 浸水被害を軽減する工事 例)基礎部の水抜穴の設置、排水ポンプピットの設置、止水板の設置、エアコン室外機・給湯器等の高所移設、敷地の外周をコンクリート壁で囲む工事 等

※敷地内での住宅の建替にあわせて上記の工事を行う場合も補助対象となります。

※新たに建設される住宅への工事は対象になりません。

※住宅かさ上げ工事、盛土工事と住宅移転は併用はできません。

○補助金額

対象工事に必要な経費の2分の1以内(1,000円未満切り捨て) 上限100万円

○問い合わせ先

武雄市役所 まちづくり部 建築住宅課 0954-23-9221

■水に強い住まいづくり支援事業(住宅移転)

住宅に床上浸水の被害を受けられた方が、洪水浸水想定区域及び土砂災害特別警戒区域(以下、浸水等危険区域という。)以外の区域に住宅を建設または購入し移住された場合、その移転費用の一部を補助します。

○対象者

- ・ 令和元年8月28日以降に床上浸水の被害を受けた住宅(以下、被災住宅という。)の所有者で、かつ現に居住している方(一戸建ての住宅に限る)

○補助の要件

- ・ 浸水等危険区域以外の場所(区域内でも盛土等により洪水浸水想定深に応じた対策が講じられた場所を含む)に住宅を建設または購入し、被災住宅に居住する世帯員全員が移住すること(市内に限る)
- ・ 被災住宅を除却(解体)、売却、貸与または適切な管理を行うこと

○対象事業及び補助対象経費

- ・ 住宅の移転 被災住宅に代わる住宅の建設、購入(土地取得を含む)及び移転に要する経費
- ・ 住宅の除却 被災住宅の除却(解体)、跡地整備等に要する経費

※住宅の除却のみで補助金を申請することはできません。

※住宅かさ上げ工事、盛土工事との併用はできません。

○補助金の額

- ・ 住宅の移転

① 町内への移転 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)上限150万円
例)北方町から北方町への移転

② 町外への移転 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)上限100万円
例)朝日町から山内町への移転

- ・ 住宅の除却費

① 被災住宅の除却 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)上限100万円

○問い合わせ先

武雄市役所 まちづくり部 建築住宅課 0954-23-9221

■災害復興住宅融資

住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」した旨の「り災証明書」を交付された方で、被災住宅の修理が不能又は困難である方は、建設・購入をする場合において、住宅金融支援機構より低利な資金融資を受けることができます。なお、補修する場合は、「一部損壊」から利用ができます。

融資の概要		個人向け	高齢者返済特例 (申込時の年齢が60歳以上の方限定)
金利 (令和3年12月申込時の金利)		年 0.85%※	年 2.12%
融資限度額	建設	3,700万円(土地を取得しない場合2,700万円)	
	購入	3,700万円	
	補修	1,200万円	
返済方法等		親子リレー返済、親孝行ローンの利用ができます。	元金の返済方法は以下の通りです。 ・ お亡くなりになった時に土地や建物を売却 ・ お亡くなりになった時に相続人が一括返済 ・ 存命中に分割等で返済

※新機構団信加入の場合

○問い合わせ先

住宅金融支援機構 0120-086-353 または 048-615-0420

■母子父子寡婦福祉資金貸付金

災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を対象に各種貸付の償還の猶予や住宅資金の貸付をします。

○対象者

・ 母子福祉資金

※以下のいずれかに該当する方が対象

①母子家庭の母(現に20歳未満の児童を扶養している方)

②父母のいない児童(20歳未満)

・ 父子福祉資金

※以下のいずれかに該当する方が対象

①父子家庭の父(現に20歳未満の児童を扶養している方)

②父母のいない児童(20歳未満)

・ 寡婦福祉資金

※以下のいずれかに該当する方が対象

①寡婦(かつて母子家庭の母であった方)

②40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方

○支援の内容

- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の支払いの猶予
- ・ 災害により被害を受けた住宅の補修、改築、購入や転宅される場合に貸付を行います。

①貸付限度額 200万円以内

②貸付利息 連帯保証人をたてる場合は・・・無利子
連帯保証人がいない場合は・・・年利1.0%

※原則、連帯保証人をたてていただくようお願いしております。ただし、ご本人の家計状況などにより連帯保証人をたてずに申請できる場合もあります。

③据置期間 6ヶ月

④償還期間 7年

○問い合わせ先

武雄市役所 福祉部 福祉課 0954-23-9216

4 生活支援

■水道料金・下水道使用料の免除

浸水等被災した家屋(住宅、住宅兼店舗)を対象に水道料金・下水道使用料を免除します。

○対象者

災害により、家屋(住宅、住宅兼店舗)が浸水等被災した者

○支援内容

水道料金・下水道使用料の全額を、最大3か月分免除します。

※令和3年8月使用分(10月請求)～10月使用分(12月請求)

○支援方法

市の調査に基づき、免除を決定した方に9月20日頃通知書をお送りします。

被災された方で免除の通知がない場合は、お手数ですが下記問い合わせ先へご連絡下さい。

また、被災により市内の公営住宅・民間アパート等へ転居される方については、佐賀西部広域水道企業団武雄営業所で水道の開閉栓の手続きを行われる際に、被災した旨をお申し出ください。

※被災された方からの申請は不要です。

※手続きについては、水道料金・下水道使用料とも佐賀西部広域水道企業団武雄営業所で一括して行えます。

※対象の被災家屋について、水道料金・下水道使用料の10月請求があった場合は免除されておりませんので佐賀西部広域水道企業団へご連絡下さい。

○問い合わせ先

武雄市役所 環境部 下水道課 0954-23-9118

佐賀西部広域水道企業団 武雄営業所 0954-22-2874

5 医療・福祉

■医療機関での一部負担金の免除 【申請期限 令和4年3月31日(木)】

武雄市の国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方で、災害により家屋、家財又はその他の財産に著しい損害を受けた方は、医療機関等での窓口負担が軽減される場合があります。

○申請に必要なもの

- ・ 災証明書の写し
- ・ 損害保険等の支払額がわかるもの(支払い通知書、通帳等) ※後期高齢者医療保険のみ

○問い合わせ先

(国民健康保険)	武雄市役所 福祉部 健康課	0954-23-9135
(後期高齢者医療)	後期高齢者医療広域連合	0952-64-8476
	武雄市役所 福祉部 健康課	0954-23-9135

■障がい福祉サービス等の利用料の減免

災害により住宅に著しい被害を受けた場合や収入の減少等により、障がい福祉サービス等の利用料を負担することが困難な方について、減免できる場合があります。

○問い合わせ先

武雄市役所 福祉部 福祉課 0954-23-9235

6 行政機関の税・料等の減免、猶予等特例措置

■武雄市の税・料等の減免・猶予等 【申請期限 令和4年3月31日(木)】

「災害の被害に係る武雄市税・料減免等申請書」による申請を行うことで、下記減免や猶予を一括して申請することができます。

(1) 個人市県民税の減免

住家の損害の程度に応じて、減免ができる場合があります。

※減免等の申請時に次の資料を提示いただくことで、令和3年分確定申告における雑損控除の適用に必要な損失計算書の作成を支援いたします。万一、契約書等を紛失された場合は、ご相談ください。[令和3年12月28日(火)申請分まで]

【必要資料】

- ・ 被害にあった住宅の取得日・取得額がわかるもの(契約書等)
- ・ 被害にあった車両の年式・購入日・購入額がわかるもの(契約書等)
- ・ 住宅、家財、車両等に対して支払われた損害保険金等の金額がわかるもの
- ・ 土砂の撤去等、被害前の状態に戻すためにかかった費用のわかるもの(領収書等)

○問い合わせ先

武雄市役所 総務部 税務課 0954-23-9220

(2) 固定資産税の減免

建物が半壊以上の被害を受けられた方は、減免ができる場合があります。

○問い合わせ先

武雄市役所 総務部 税務課 0954-23-9220

(3) 国民健康保険税の減免

住家の損害の程度に応じて、減免ができる場合があります。

○問い合わせ先

武雄市役所 総務部 税務課 0954-23-9220

(4) 保育料の減免(保育所、認定こども園)

保護者が居住する家屋に被害を受けた場合、保育料を減免できる場合があります。

○減免要件

保育料を負担する扶養義務者の住家に床上浸水以上の被害を受けた方

○減免期間

令和3年8月～令和4年3月

※対象者の方で、既に納入済の方については、8月以降の減額分保育料は還付します。

○問い合わせ先

武雄市役所 こども教育部 こども未来課 0954-23-9215

(5) 放課後児童クラブ利用料の減免

保護者が居住する家屋に損害を受けられた場合、放課後児童クラブ利用料を減免できる場合があります。

○減免要件

利用料を負担する扶養義務者の住家に床上浸水以上の被害を受けた方

○減免期間

令和3年8月～令和4年3月利用分

※加算額(18時以降の利用料、土曜日の利用料)を含む。

※対象者の方で、既に納入済の方については、8月以降の減額分利用料は還付します。

○問い合わせ先

武雄市役所こども教育部 こども未来課 0954-23-9215

■介護保険料・利用者負担額の減免 【介護保険料減免申請期限 令和4年3月31日(木)】

災害により、家屋、家財又はその他の財産に著しい損害を受けたことにより、保険料等を納付することが困難な方について、減免できる場合があります(床下浸水の場合は対象になりません)。

○添付書類

・ 災証明書

・ 被災届出証明書

※自家用車、家財に被害を受けた方

・ 固定資産評価証明書・・・り災家屋分

※市民課にて、無料で交付

※住宅の災害保険未加入の方で、半壊以上の被害を受けた方については不要

・ 災害保険等支払額が分かるもの(支払い通知書、通帳等)

※住宅、自家用車の災害保険未加入の方については不要

・ 自家用車の修繕見積書

※自家用車の災害保険未加入の方で修繕を行った方

○問い合わせ先

介護保険事務所(保険料に関すること:業務係) 0954-69-8223

(利用者負担額に関すること:給付係) 0954-69-8221

武雄市役所 福祉部 健康課 0954-23-9135

■後期高齢者医療保険料の減免

【申請期限 令和4年3月31日(木)】

災害により、家屋、家財又はその他の財産に著しい損害を受けた方は、後期高齢者医療保険料の減免を受けることができる場合があります。(所得の制限あり)

○申請書に添付する書類

- ・ 災害証明書の写し
- ・ 損害保険等の支払額がわかるもの(支払通知書、通帳等)
- ・ 委任状(世帯が別の方が申請に来られる場合のみ)

○問い合わせ先

後期高齢者医療広域連合 0952-64-8476
武雄市役所 福祉部 健康課 0954-23-9135

■国民年金保険料の免除

災害により、家屋、家財又はその他の財産に著しい損害を受けた方は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料の免除を受けることができます。ただし、免除を受けられた場合、受け取る年金額は減額となります。

○問い合わせ先

武雄市役所 福祉部 健康課 0954-23-9135
日本年金機構 0954-23-0121
(音声ガイドに従い、最初に2番、2回目のガイドでも2番を押してください。)

■国税の特別措置

災害により、住宅や家財などに損害を受けられた場合は、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けられる場合があります。

また、財産に相当の損失を受けられたときは、所轄税務署長に申請をすることによって納税の猶予を受けられる場合があります。

○問い合わせ先

武雄税務署 0954-23-2127

■住民票の写し等の証明交付手数料免除【申請期限 令和4年3月31日(木)】

被災を原因として行う手続きに必要な住民票等の各種証明書の手数料、及びマイナンバーカードと印鑑登録証の再交付手数料を免除します。請求できる人は被災者本人又はその代理人に限ります。

○対象となる証明書

- ・ 住民票の写し(住民票記載事項証明書)
- ・ 戸籍謄抄本
- ・ 戸籍附票の写し
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 税証明書
- ・ 印鑑登録証の再交付
- ・ マイナンバーカードの再交付

○添付書類

- ・ 被災証明書
- ・ 被災届出証明書

○問い合わせ先

武雄市役所 福祉部 市民課 0954-23-9225